

兵庫県公報

平成31年2月21日 木曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

公 告	ページ
○ 兵庫県東京職員公舎整備事業に係る公募型プロポーザルの実施（企画県民部総務課）	1

公 告

兵庫県東京職員公舎整備事業に係る公募型プロポーザルの実施

兵庫県東京職員公舎の解体・建設及び借地部分の管理・活用をする事業者を選定するため、次のとおりプロポーザルを実施する。

平成31年2月21日

兵庫県知事 井戸敏三

1 趣旨

兵庫県東京職員公舎（以下「職員公舎」という。）は昭和43年に建設されて以来、約50年の長きにわたり東京事務所勤務職員や各省庁等への派遣者などが居住するための共同住宅として利用されている。

職員公舎の建物は1号棟（平成元年築）、2・3号棟（昭和43年築）からなり、継続して維持管理を行っているが、施設の老朽化や将来に向けた新たな機能の必要性等により、建替の必要が迫っている。

また、職員公舎の敷地は都心部にほど近い東京都文京区大塚に位置し、新築の戸建・集合住宅などが建設され土地利用の高度化が進んでいる周辺の状況を踏まえ、新たな職員公舎を整備し、職員の安全・安心を確保するとともに、定期借地を前提とした本敷地の有効活用を図ることとする。

本事業の実施に当たっては、事業対象地に事業展開を希望する業者の提案を受け、提案された計画内容を総合的に審査して、職員公舎の解体・建設及び借地部分の管理・活用をする事業者を選定する。

2 事務局

兵庫県企画県民部企画財政局総務課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号（兵庫県庁第2号館7階）
電話(078)341-7711（代表） 内線2240、2253
FAX(078)362-3904
電子メールアドレス kikaku_somu@pref.hyogo.lg.jp

3 事業対象地

東京都文京区大塚6丁目26-8

4 応募資格

提案事業参加者のうち、本事業に応募する資格を有する者は、6(2)の書類提出日において、次に掲げる全ての要件に該当する法人とする。

- (1) 提案事業参加者は、単独企業又は民間企業グループとする。なお、個人の応募は認めない。
- (2) 提案事業参加者が、民間企業グループの場合は、代表企業を定めること。なお、原則として、審査を経て契約までの間は、構成員の変更を認めない。
- (3) 代表企業は、本民間企業グループの中心的立場で本事業に関する企画・運営及び本事業の関係者の相互調整を統括して行う役割を担うとともに、兵庫県との連絡調整及び必要な手続を行い、事業の円滑な遂行に責任を持つこと。
- (4) 提案事業参加者には、設計業務を担当する者、建設業務を担当する者及び借地部分を活用する者を含むこと（複数の役割を兼務することも可能）。
 - ア 設計業務を担当する者
 - (7) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
 - イ 建設業務を担当する者
 - (7) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく、建築一式工事につき特定建設業の

許可を受けていること。

(4) 平成15年以降に建設しようとする建築物と同種同規模（同規模：延べ面積×0.8の延べ面積）の施工実績を有すること。

(5) 提案事業参加者である単独企業又は民間企業グループの構成員は、他の提案事業参加者として重複参加をしてはならない。

(6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に定める一般競争入札に参加できない者又は参加させないことができる者に該当しないこと。

(7) 兵庫県知事から競争入札参加資格の停止措置を受けていないこと。

(8) 経営不振の状態（会社の特別清算を開始したとき、破産の申立てがなされたとき、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てがなされたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てがなされたとき及び手形又は小切手が不渡りになったとき。）でないこと。

(9) 最近1年間において法人事業税、法人県民税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。

(10) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

5 提案を求める内容

提案事業参加者は、事業対象地において、次に示す事業を実施するための提案を行う。

(1) 事業対象地に現存する施設（以下「既存施設」という。）を解体除却する。

(2) 公舎用地部分に新たな職員公舎（以下「新職員公舎」という。）を建設する。

(3) 借地部分を定期借地し、管理・活用する。

(4) 既存施設解体工事及び新職員公舎建設工事の期間中の職員の仮住まい提供を行う。

(5) 既存施設解体前に職員公舎居住者の引っ越しを行う。

(6) 新職員公舎完成後に仮住まい居住者の引っ越しを行う。

6 応募方法等

(1) 募集要項の配布

ア 配布

(イ) 配布期間

平成31年2月21日（木）から同年3月15日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 配布場所

上記2に同じ。

ウ インターネットからのダウンロード

平成31年2月21日（木）から同年3月15日（金）まで

URL <http://web.pref.hyogo.lg.jp/kk19/tokyosyokuinkosyaseibi.html>よりダウンロードも可能

(2) 応募登録・資格審査書類の提出

ア 受付期間

平成31年2月21日（木）から同年3月15日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 提出場所

上記2に同じ。

ウ 提出方法

提案事業参加者は、募集要項に示す資格審査書類を記入の上、持参すること。

(3) 資格審査結果通知

ア 通知日時

原則として受付日から5開庁日以内

(イ) 資格審査の結果は、電子メールにて通知する。

(ロ) 資格審査に合格した提案事業参加者は、応募者となる。

(ハ) 応募者となった後に、代表企業の変更はできない。

(ニ) 応募者となった後に、応募者を構成する企業（代表企業を除く。）を追加し、又は変更する場合は、

平成31年3月15日（金）午後5時までに当該企業の資格審査書類を事務局に提出すること。この場合、事務局は提出後、原則として5開庁日以内に当該企業の応募資格を審査し、結果を電子メールにて通知する。

(4) 質問の受付及び回答

ア 質問方法

所定の様式により、事務局へ電子メールにより提出する。

イ 受付期間

応募登録後から平成31年3月15日（金）まで

ウ 回答

(7) 平成31年2月28日（木）までに受け付けた質疑

原則として受付日から7開庁日以内

(8) 平成31年3月1日（金）から同月15日（金）までに受け付けた質疑

原則として平成31年3月20日（水）

(9) 回答の内容が応募者全員に周知すべきであると認めるときは全ての応募者（代表企業）に電子メールにて送信する。

(5) 応募提案書類の受付

ア 受付期限

平成31年3月29日（金）午後5時

イ 受付場所

上記2に同じ。

ウ 提出方法

応募者は、受付期限までに募集要項に定める応募提案書類を作成し、事務局まで持参すること。

応募提案書類を提出した応募者は提案提出者となる。

7 事業予定者の選定

(1) 選定方法

資格審査及び提案審査の1次審査は事務局において行う。提案審査の2次審査は県が設置する「兵庫県東京職員公舎整備事業事業者選定審査会」（以下「審査会」という。）において行う。

ア 1次審査

応募提案書類の受付期限後、速やかに事務局において1次審査を行い、審査の結果は、提案提出者（代表企業）に電子メールにて通知する。

イ プレゼンテーション

1次審査合格者は、別途通知する日時に、審査会に対してプレゼンテーションを行う。

ウ 2次審査

審査会は、プレゼンテーション実施後、審査基準に基づき2次審査を行う。

(2) 事業予定者の決定

審査会の選考をもとに交渉権者及び次順位交渉権者を決定する。

(3) 当選者の通知

結果は、1次審査合格者（代表企業）に電子メールで通知するとともに、応募件数、応募者の名称及び交渉権者の名称とその提案内容の概要を公表する。

8 その他

(1) 本事業に係る平成31年度の予算が成立しない場合は、当該プロポーザルに基づく契約を締結しない。

(2) 応募費用の負担は、提案事業参加者の負担とする。

(3) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(4) その他詳細は、募集要項による。